

令和6年8月30日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年9月6日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年8月19日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年8月21日（水）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）政官要覧「令和6年秋号」に関して、法務省が政官要覧社に提供した原稿（決裁の鑑を含む。）

（2）司法修習生（第77期）の検事採用までの日程

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）行政文書開示請求書に上記3（1）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しています。

政官要覧「令和6年秋号」に関して、法務省が政官要覧社に提供した原稿（決裁の鑑を含む。）

（2）行政文書開示請求書に上記3（2）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書は、司法試験の制度変更に伴い、昨年までと異なるスケジュールとなっているため、現時点で作成又は取得しておらず、保有していません。

したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされることが見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）で1件、上記4（2）で1件）、開示請求手数料は600円（ただし、上記4（2）については、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。